

さいたま市
公立保育所のあり方に関する基本方針
(素案)

令和 年 月

さいたま市

目 次

1	策定の趣旨	1
2	さいたま市の保育の現状	2
	(1) さいたま市の保育施設の推移	2
	(2) さいたま市の保育需要	3
	(3) 公立保育所の現状	5
3	さいたま市の保育に求められるニーズ	6
	(1) 地域におけるニーズ	6
	(2) 保育におけるニーズ	8
4	公立保育所のあり方	10
	(1) 公立保育所の方向性	10
	(2) 基幹型公立園の役割	11
	(3) 基幹型公立園の機能	12
	(4) 公立保育所の機能向上の進め方	13
	(5) 基幹型公立園の組織等	14
	(6) 公立保育所の再編	15
5	スケジュール	18
6	参考資料	19

1 策定の趣旨

本市の認可保育所は、保育需要に対応するために必要な施設整備を進めながら、国の定める「保育所保育指針」に基づき、公立・民間の区別なく保育を提供する役割を担ってきました。

その一方で、近年は子ども・子育て家庭や保育環境を取り巻く環境の変化に伴い、子育て支援や保育所保育に対するニーズも多様化が進んでおり、これらに的確に対応していくことが求められています。

こうした状況に対し、本市公立保育所の限りある保育資源を最大限活用しながら、多様化する地域のニーズや保育のニーズに対して効率的かつ的確に対応していくためには、保育の提供等の一部を民間に任せながら、公立保育所が新たに担うべき役割を整理する必要があります。

そのため、公立保育所が今後担うべき役割を新たに定め、公立保育所を再編しながら機能向上を推進する指針として、「公立保育所のあり方に関する基本方針」を策定します。

公立保育所の機能向上により、地域の子育て家庭の支援や民間保育所の支援等を強化し、本市の子育て環境の充実や、民間保育所等も含めた市全体の保育の質の向上を目指します。

2 さいたま市の保育の現状

(1) さいたま市の保育施設の推移

本市の認可保育所は、児童福祉法の規定に基づく児童福祉施設として、保育を必要とする子どもの保育を行っています。

本市においては、岸町保育園を昭和8年に設置（認可は昭和23年）して以来、その時代の保育需要に応じて、公立・民間を合わせた認可保育所をはじめとする保育施設の設置を進めてきました。

平成27年にスタートした「子ども・子育て支援新制度」を受け、本市では、保護者の事情や希望に合った選べる保育環境づくりとして、多様な保育の受け皿整備に努めています。

【認可保育所等の施設数・定員数の推移（各年4月現在）】

		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
		施設数	定員数(人)	施設数	定員数(人)	施設数	定員数(人)	施設数	定員数(人)
認可 保育所	公 立	61	6,413	61	6,413	61	6,413	61	6,413
	私 立	101	8,117	117	9,387	135	10,753	152	12,028
	計	162	14,530	178	15,800	196	17,166	213	18,441
認定こども園		4	234	6	494	6	514	9	649
地域型保育事業		46	760	63	1,050	102	1,708	131	2,231
市認定保育施設		109	3,943	102	3,803	90	3,411	72	2,706
企業主導型保育事業		0	0	0	0	4	49	15	293
子育て支援型幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		321	19,467	349	21,147	398	22,848	440	24,320

		平成31年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		施設数	定員数(人)	施設数	定員数(人)	施設数	定員数(人)	施設数	定員数(人)	施設数	定員数(人)
認可 保育所	公 立	61	6,413	61	6,413	61	6,413	61	6,413	60	6,363
	私 立	168	13,294	184	14,572	223	17,592	251	19,624	262	20,397
	計	229	19,707	245	20,985	284	24,005	312	26,037	322	26,760
認定こども園		9	653	9	653	12	795	15	960	16	1,065
地域型保育事業		136	2,311	138	2,350	157	2,675	169	2,895	175	2,963
市認定保育施設		62	2,291	56	2,009	46	1,634	36	1,276	28	966
企業主導型保育事業		24	513	32	719	40	898	41	943	40	914
子育て支援型幼稚園		17	641	25	822	36	1,325	46	1,705	48	1,886
合 計		477	26,116	505	27,538	575	31,332	619	33,816	629	34,554

(2) さいたま市の保育需要

ア 定員数、待機児童数の推移

本市では、待機児童の早期解消に向け、保育需要の増加が見込まれる地域における認可保育所等の整備を進めるとともに、年間を通じて長時間の預かり保育を実施する子育て支援型幼稚園の拡大を図るなど、多様な保育の受け皿確保に積極的に取り組んできました。

その結果、令和4年4月1日現在の認可保育施設、市認定保育施設、企業主導型保育事業及び子育て支援型幼稚園（子育て支援枠）の定員数の合計は約34,000人となり、待機児童は5年ぶりに解消されました。令和5年4月1日現在の保育所等待機児童数もゼロとなり、令和4年、令和5年と2年連続で待機児童ゼロを達成しました。

【認可保育所等の施設数、定員数、待機児童数の推移（各年4月現在）】

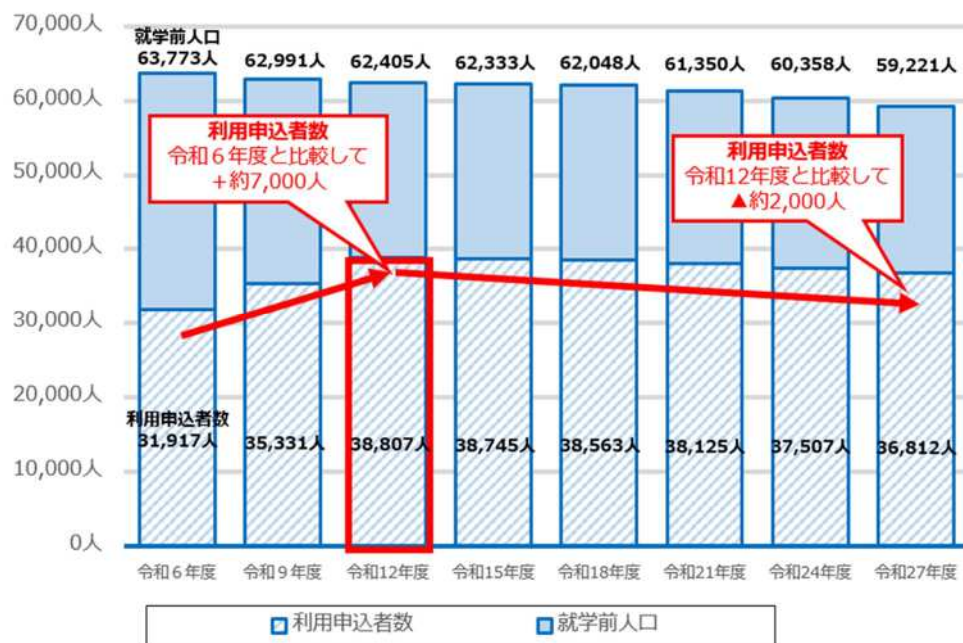


イ 本市の保育需要の将来推計

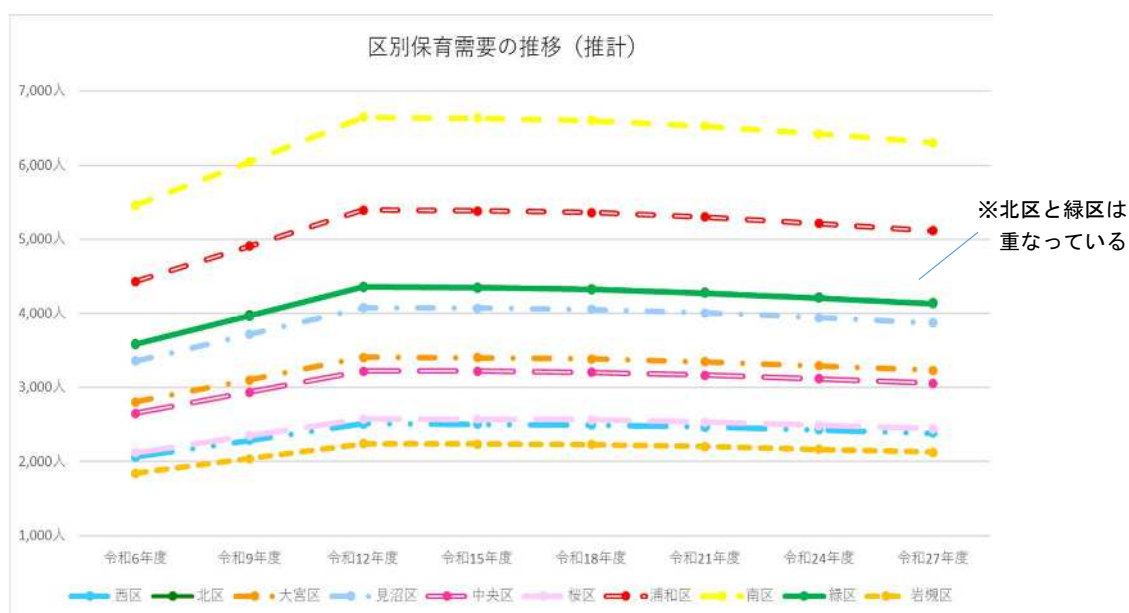
本市における保育需要は、当面の間増加を続け、ピークとなる令和12年度には約38,800人となると推計されます。

ピークアウト後は、保育需要は緩やかに減少し、15年後の令和27年度までに約2,000人の減少が見込まれます。

【令和6年度以降の保育需要の推移】



【保育需要の区ごとの将来推計】



(3) 公立保育所の現状

ア 施設の老朽化

本市の公立保育所は、令和5年4月現在60園で保育の提供を行っています。そのうち約7割の建物が昭和40年代後半から50年代前半の間に整備されたものであり、築年数40年以上を経過しています。耐震基準は満たしているものの、施設の老朽化は進行しており、更新の時期を順次迎えています。

【公立保育所の施設数、定員（令和5年4月現在）】

行政区	西	北	大宮	見沼	中央	桜	浦和	南	緑	岩槻	合計
施設数	4園	7園	7園	6園	6園	5園	10園	8園	3園	4園	60園
定員/人	386	666	735	566	490	640	1,140	1,030	340	370	6,363

【公立保育所の築年数（令和5年4月現在）】

築年数	10年未満	10年以上 ～20年未満	20年以上 ～30年未満	30年以上 ～40年未満	40年以上
施設数	5園	2園	6園	3園	44園
割合	8%	3%	10%	5%	73%

イ 保育士の配置状況

民間保育所等の増加の影響もあり、保育士の確保は年々困難な状況にあります。本市の公立保育所においては、フルタイムの保育士の不足（特に会計年度任用職員の減少）が顕著となっています。

【フルタイムの保育士数の推移（各年4月現在）】

			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R 4
稼働保育士	正規職員	在籍保育士	683人	677人	696人	697人	710人	712人	724人
		産休育休等	47人	66人	96人	77人	85人	77人	87人
		稼働保育士 ①	636人	611人	600人	620人	625人	635人	637人
		会計年度任用職員 ②	254人	266人	245人	228人	212人	201人	176人
		対H27比	89. 4%	93. 7%	86. 3%	80. 3%	74. 6%	70. 8%	62. 0%
		人材派遣保育士 ③	5人	4人	7人	5人	5人	12人	17人
		合計（①＋②＋③）	895人	881人	852人	853人	842人	848人	830人
必要保育士数			932人	930人	945人	930人	929人	917人	880人
不足保育士数			37人	49人	93人	77人	87人	69人	50人

3 さいたま市の保育に求められるニーズ

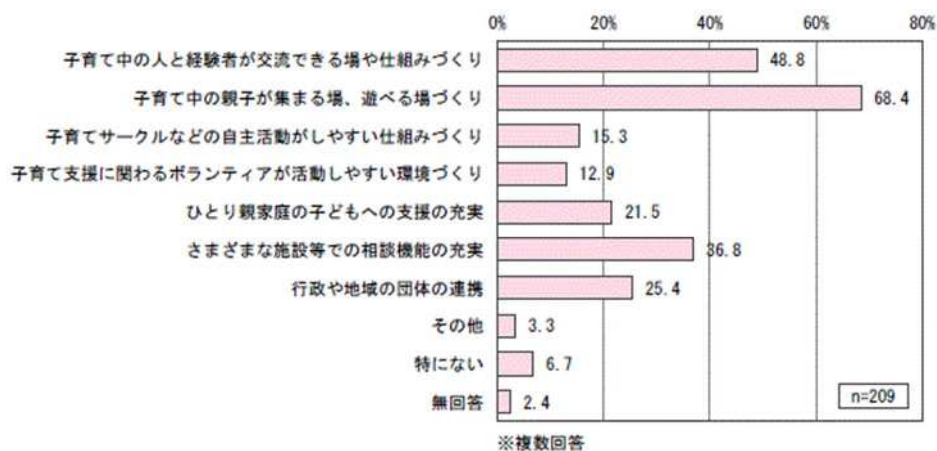
(1) 地域におけるニーズ

本市の子育て家庭においては、保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化、核家族化、女性の社会進出といった社会構造の変化により、地域における子育て支援のニーズが変化してきています。

それに伴い、子ども・子育てに関する悩み・不安の解消のほか、子育て中の交流の場づくりなどの地域との交流への支援が求められています。

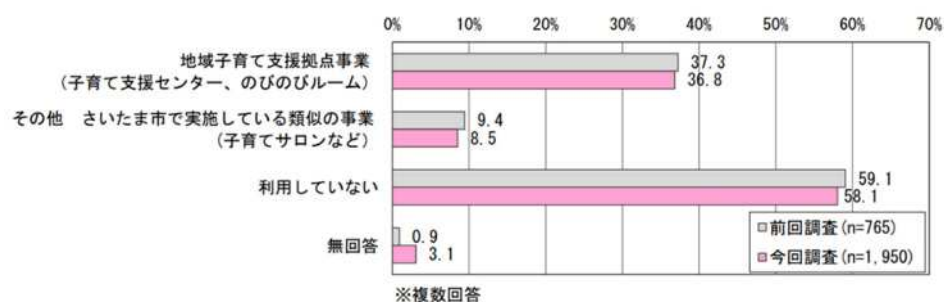
また、地域の子育て支援を担う場として、子育て支援センター等の地域子育て支援拠点や一時預かりといった事業のさらなる拡充が求められています。

【地域におけるニーズの状況】



第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン「第2章 子ども・子育て支援事業計画 1 さいたま市の現況」
○ 安心・安全に子育てをするために必要と思われる地域での取組

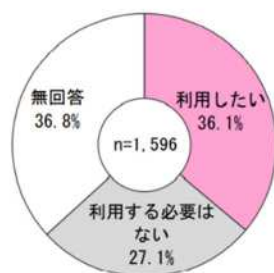
【子育て支援センター等の利用状況】



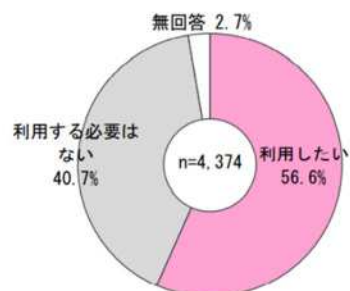
第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン「第2章 子ども・子育て支援事業計画 1 さいたま市の現況」
 ○ 地域子育て支援拠点事業の利用状況（未就学児保護者調査より）

【一時預かり等の利用希望】

・・・ 前回調査（平成25年）・・・



・・・ 今回調査（平成30年）・・・



第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン「第2章 子ども・子育て支援事業計画 1 さいたま市の現況」
 ○ 一時預かり等の利用希望（未就学児保護者調査より）

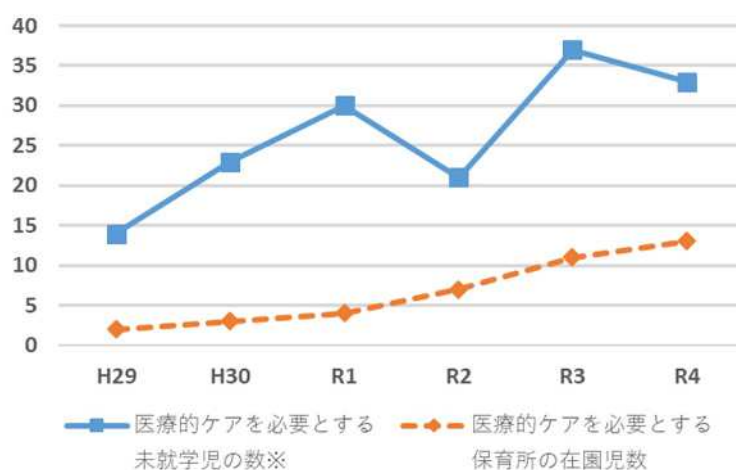
(2) 保育におけるニーズ

ア 医療的ケア児の保育

本市は、令和２年度より認可保育所にて医療的ケア児の受入れを開始し、順次、受入施設の拡大を図っています。

また、令和３年９月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行となり、地方自治体が医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すると定められたことを受け、さらなる受け皿の確保や支援施策の充実が求められています。

【医療的ケアを必要とする未就学児の状況】



※障害福祉サービス又は障害児通所支援の支給決定を受けている医療的ケアを必要とする未就学児の数

【認可保育所における医療的ケア児の受入れ状況（各年４月現在）】

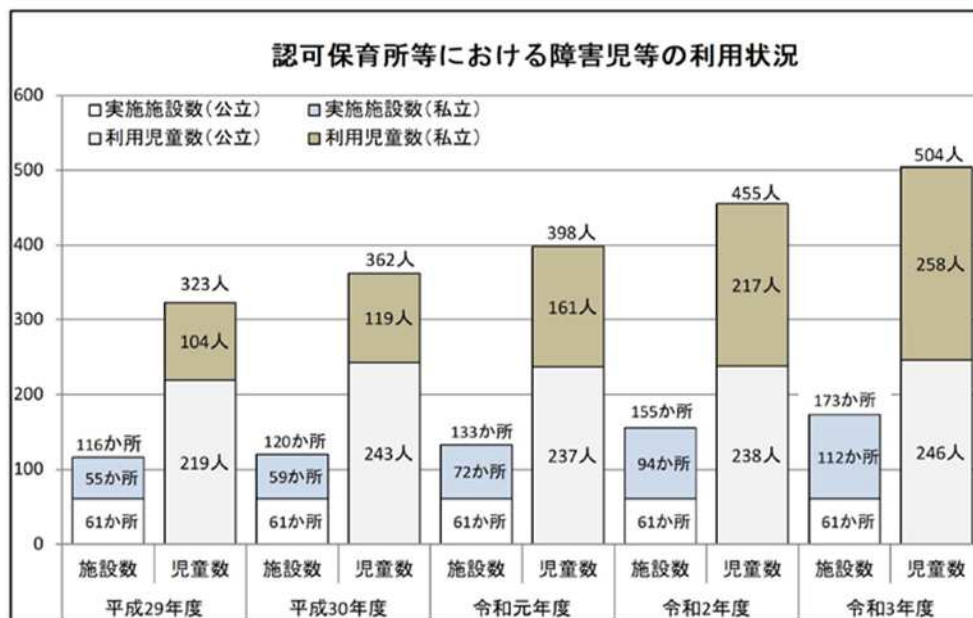
区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
医療的ケアを提供する施設数	0	0	0	1	2	5
医療的ケアを提供する施設数のある区	0	0	0	1	1	4
医療的ケアを必要とする保育所の在園児数	2	3	4	7	11	13

イ 障害児や心身の発達に遅れのある子どもの保育

障害のある子どもや支援を必要とする子どもは年々増加傾向にあり、さらなる受入れの拡大と専門性の向上が求められています。

これまでは、障害児や心身の発達に遅れのある子どもは公立保育所で多く受入れを行ってきましたが、こうした子どもの民間保育所における受入拡大も年々進んできています。

【認可保育所等における障害児等の利用状況】



ウ その他、特別な配慮を必要とする子どもの保育

外国にルーツを持つ子どもや食物アレルギー等の特別な配慮が必要な子どもの保育に対するニーズも増えています。

4 公立保育所のあり方

(1) 公立保育所の方向性

公立保育所は、地域の基幹となる保育所として、地域のニーズに対応する子ども・子育ての支援を実施します。

あわせて、保育のニーズに対応する保育の質の向上を行うとともに、保育の担い手として、多様な保育を提供する機能を強化します。

ア 基幹型公立園

公立保育所の機能の強化については、公立保育所の再編により保育資源を集約しながら、地域の基幹となる「基幹型公立園」を各区に1園設置することで実現していきます。基幹型公立園の設置は、令和10年度を予定します。

イ それ以外の公立保育所

基幹型公立園以外の公立保育所の方向性は、次のとおりとします。

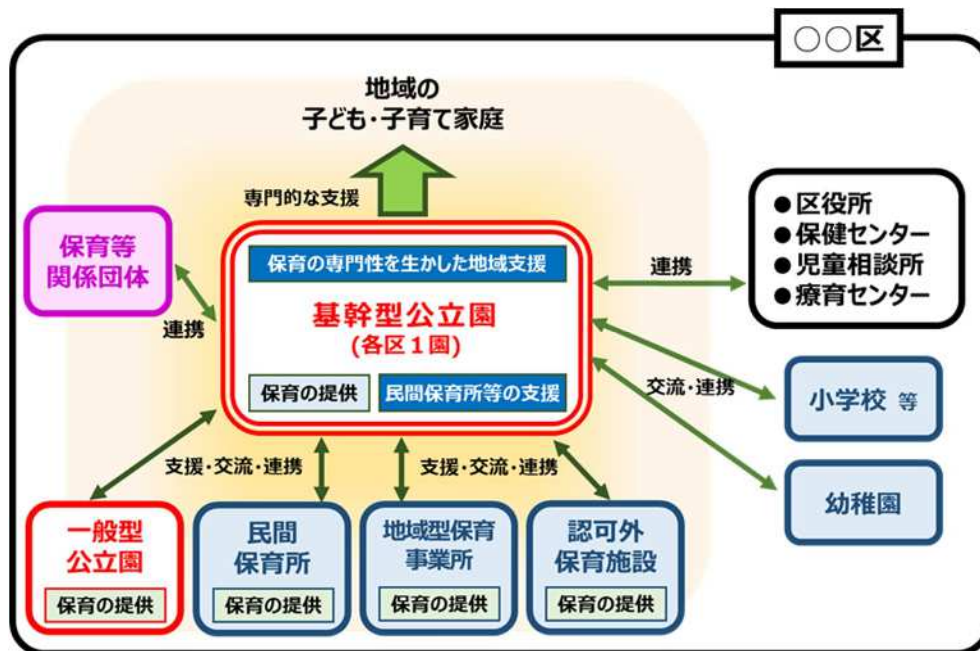
- ・ 保育需要が比較的高くなく、近隣に民間保育所等が整備されていないなど、地域の状況に応じて保育の提供を行う公立保育所を「一般型公立園」とします。
- ・ 保育需要が比較的高く、近隣に民間保育所等の整備が見込まれる地域や、民間保育所等が整備され、保育需要を満たす保育の受け皿の確保がなされている地域など、民による保育の提供の継続が見込まれる地域にある公立保育所を「民間移管等園」とし、民間事業者に運営を任せっていきます。

(2) 基幹型公立園の役割

基幹型公立園は、地域の保育の中心的な役割として、地域のニーズに対応した子ども・子育ての支援の実施と、保育のニーズに対応した保育の質の向上を担います。

また、保育の質の向上に資する取組は、さいたま市私立幼稚園協会や、さいたま市私立保育園協会等の関係団体と連携を図りながら進めます。

【基幹型公立園の連携イメージ】



(3) 基幹型公立園の機能

基幹型公立園の機能は、次の4つの区分で整理します。

ア 保育所保育の専門性を生かした地域の子ども・子育て支援機能

方向性	・保育士等の専門性を生かした地域家庭の相談支援 ・保育施設を活用した交流促進、体験事業
現時点で想定する実施事業	・子育て支援センター事業（各種相談事業、交流イベントの開催） ・リフレッシュ等のための一時預かり事業 ・医療的ケア一時相談事業 ※医療的ケア児に対する軽易な相談対応及び医療的ケア児保育支援センターへのつなぎを想定

イ 民間保育所等への支援・交流・連携機能

方向性	・公立、民間合わせた情報共有や交流の場の創設 ・経験豊富な保育士等による民間保育所等への支援
現時点で想定する実施事業	・公民合同の区園長会議の開催、運営（保育等関係団体と共同で運営） ・民間保育所等からの相談事業、巡回保育支援 ・園同士の交流促進の企画、運営

ウ 保育の質の向上に資する人材の育成機能

方向性	・区内における研修開催や保育士同士の交流の促進 ・未来の保育士を増やす職場体験等の推進
現時点で想定する実施事業	・区内保育士等の研修の企画、開催 ・地域の保育士同士等の交流事業 ・未来の保育士のための保育体験事業

エ 多様な保育の提供機能（基幹型公立園、一般型公立園、民間移管等園）

方向性	・公立保育所の保育内容の充実 ・多様な保育のニーズへの対応
現時点で想定する実施事業	・育成支援児の受入れ拡大 ・医療的ケア児の受入れ（民間保育所の参入状況に応じて） ・特別な配慮が必要な子どもの保育

(4) 公立保育所の機能向上の進め方

基幹型公立園の機能向上は、民間移管を進めるごとに捻出した人員が担っていくため、段階的に強化していきます。

【機能向上の進め方のイメージ】

機能向上の進め方のイメージ
※詳細はR5以降に検討

民間移管にて捻出した人員で段階的に機能向上を図っていく

区分（実施年度の目安）	フェーズ 1（R10～）	フェーズ 2（R13～）	フェーズ 3（R16～）
① 地域の子ども・子育て支援機能	・子育て支援センター連携（各種相談、交流イベント）	・一時預かり事業	・医療的ケア一時相談事業
② 民間保育所等への支援・交流・連携機能	・区園長会議の開催 ・民間施設からの相談事業	・民間施設への巡回保育支援	・園ごとの交流促進の企画、運営
③ 保育の質の向上に資する人材の育成機能	・区内研修の企画、開催	・未来の保育士の体験事業	・地域の保育士等の交流事業
④ 多様な保育の提供機能	・育成支援の受け入れ拡大 ・医療的ケア児の受入れ（必要に応じて） ・特別な配慮が必要な子どもの保育		

※すべてが同じタイミングでフェーズ移行するわけではない。

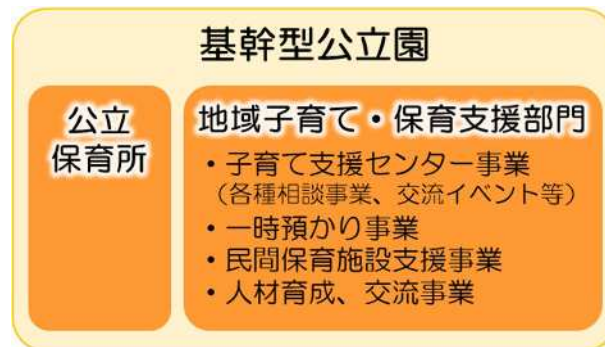
令和10年度の基幹型公立園の設置に向け、令和5年度から保育の現場も含めた公立保育所の機能向上に関する庁内会議を立ち上げ、具体的な事業の検討を進めていきます。

(5) 基幹型公立園の組織等

ア 基幹型公立園の組織イメージ

基幹型公立園は、「公立保育所」と「地域子育て・保育支援部門」で構成します。

【基幹型公立園の組織イメージ】



また、全区に基幹型公立園を設置した上で、地域支援のニーズや区の保育施設等の数等に応じ、基幹型公立園を将来的に増やす可能性はあります。

イ 基幹型公立園の人員配置

基幹型公立園の人員は、基幹型公立園が担う地域子育て支援や保育支援等のため、園長経験者又は園長級の職員を中心に、複数の職員を配置します。

民間移管の進行により捻出された人員は、公立保育所の機能向上の人員に充てていき、基幹型公立園の配置人員は徐々に拡大されていきます。

なお、民間移管の進行により捻出された人員は、基幹型公立園の機能強化を担う人員のほか、一般型公立園等の保育の充実を担う人員にも充てていきます。

公立保育所の再編は、市全体の保育の質の向上や公立保育所の保育の充実のために進めるものであり、正規職員・会計年度任用職員に関わらず、現在活躍しているすべての人材が担っていくことを想定しています。本基本方針は職員数の減や他分野への配置転換等を進める目的のものではありません。

(6) 公立保育所の再編

ア 基本的な考え方

公立保育所の再編について、基本的な考え方は次のとおりです。

- ・ 公立保育所の再編にあたっては、地域の状況に応じ、近隣に民間保育所等を整備するなど、地域の保育の受け皿を確保しながら進めていきます。
- ・ 公立保育所の再編の手法は、原則、民間移管により実施します。なお、民間移管開始前も、老朽化等に伴う個別の整備は、別途実施していきます。
- ・ 民間移管を行った園は、これまで公立保育所で受入れを行っていた育成支援児の受入枠の維持や、公立保育所が参加する研修への参加、市の関係機関との連携などを引き継いでいくことで、移管前の公立保育所の保育の質を維持した上で、さらに民間ならではの特色をプラスしていきます。
- ・ 公立保育所を民間移管する前年度には、1年間程度の引継ぎ保育を実施していくこととします。
- ・ 民間移管の後は、市による定期的なフォローアップや保護者アンケート等を実施し、その後の民間事業者の運営にもしっかりと関与していきます。
- ・ 機能向上・再編（基幹型公立園の設置・民間移管の実施）については、十分な周知期間や、機能向上の検討期間を考慮し、令和10年度から開始していく予定です。

イ 公立保育所の分類

再編に係る公立保育所の分類は、次のとおりです。

・ 基幹型公立園

地域の基幹となる公立保育所。区役所に近い立地又は比較的大規模園である公立保育所を選定。

・ 一般型公立園

保育需要が比較的高くなく、近隣に民間保育所等が整備されていないなど、公による保育の提供の継続を要する地域にある公立保育所。

・ 民間移管等園

保育需要が比較的高く、近隣に民間保育所等の整備が見込まれる地域や、民間保育所等が整備され、保育需要を満たす保育の受け皿の確保がなされている地域など、民による保育の提供の継続が見込まれる地域にある公立保育所。

※区域内において、育成支援児や特別な配慮が必要な子ども等の受け皿を面的にフォローしていく必要性も考慮し、基幹型公立園と一般型公立園を合わせて、公立保育所は各区 3～4 園を維持していきます。

※公立保育所が各区 3～4 園となっても、育成支援児や特別な配慮が必要な子ども等の受入れは民間移管等園に引き継ぐため、受入数はしっかり維持していくことができます。

【公立保育所の再編イメージ】



ウ 民間移管の考え方

公立保育所の民間移管については、施設の構造や老朽化の状況、近隣の市有地の有無により4つの類型が想定されます。

- ・ 類型1：譲渡（比較的建物が新しい状況）
- ・ 類型2：譲渡＋改修（現園舎の躯体は生かせるが、改修が必要）
- ・ 類型3：現地建替え（老朽化で建替えが必要だが近隣に市有地等がなく移転ができない）
- ・ 類型4：移転建替え（老朽化で建替えが必要で、近隣に市有地等があり移転が可能）

民間移管にあたって、敷地は市の所有とし、事業者に対し貸付けとすることで、民間移管後の保育所運営継続の担保を図ります。

それぞれの類型における実際の民間移管実施に係る詳細な手法や、スケジュール等は令和10年度の民間移管に向けて検討を進めていきます。

民間移管については、公立保育所を引継ぐ能力を有した事業者を公募により選定していくこととします。その際には、育成支援児の受入枠の維持や、公立保育所が参加する研修、会議の参加を必須とするといった事項を公募の条件に盛り込み、公立保育所の保育の質が保たれるような仕組みを検討していくものとします。

また、公立保育所を民間移管する前年度には、1年間程度の引継ぎ保育を実施していくこととします。公立保育所と、引き継いでいく事業者と一緒に保育を行いながら、運営方法から一人ひとりの子どもや家庭の状況まで丁寧に引継ぎを行い、新たな事業者と子どもや保護者との関係性を構築した上で、民間移管を図っていきます。

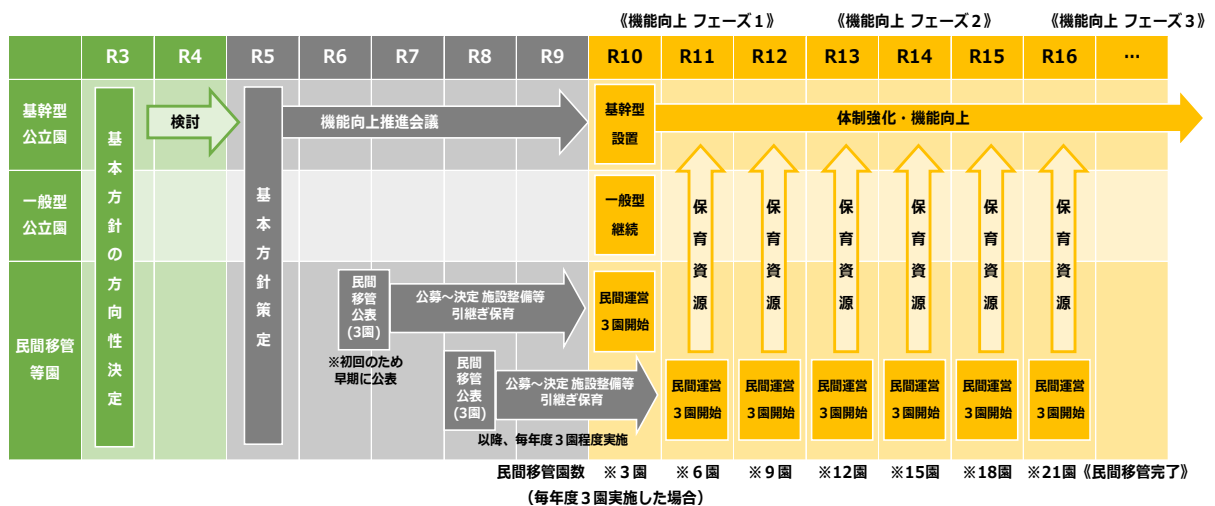
民間移管後も、定期的な訪問や、保護者アンケート等を実施し、その後の事業者の運営について、市として関与していきます。

5 スケジュール

本基本方針の策定の後、利用者・利用希望者への周知期間、機能向上等の検討期間を経て、令和10年度に基幹型公立園の設置及び民間移管を開始します。

以降、毎年度3園程度、民間移管を実施し、保育資源の集約によるさらなる体制強化・機能向上を進めていきます。

【スケジュールのイメージ】



6 参考資料

(1) 公立保育所の再編一覧

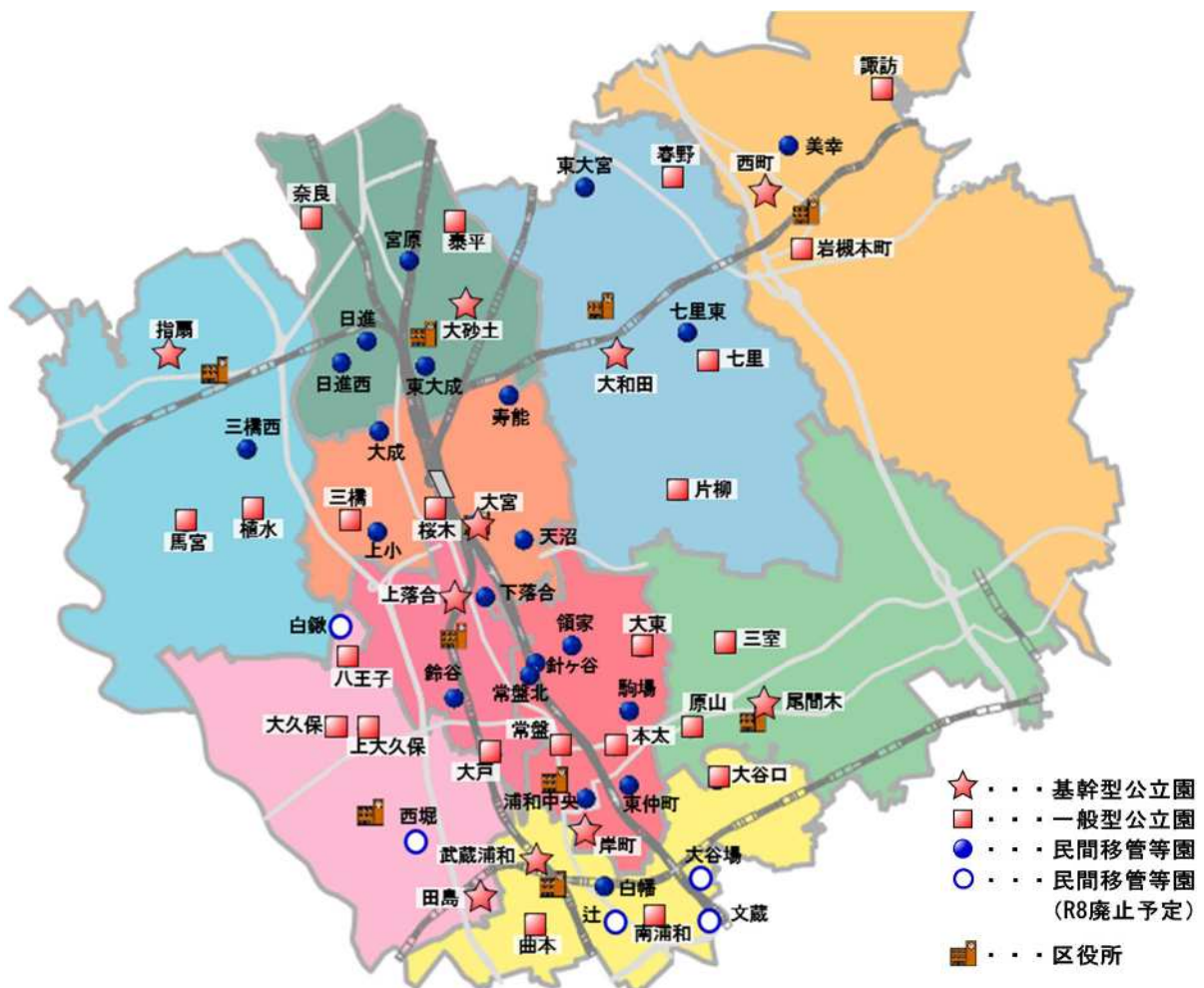
《基幹型公立園の主な選定のポイント》

- ・ 区役所からの距離
- ・ 大規模園 など

《一般型公立園の主な選定のポイント》

- ・ 地域の保育需要
- ・ 地域バランス
- ・ 第一希望の多さ など

【公立保育所の再編後の配置（案）】



【公立保育所の再編後の一覧（案）】

区	園名	備考	区	園名	備考
西区	指扇	基幹型公立園	桜区	田島	基幹型公立園
	植水	一般型公立園		大久保	一般型公立園
	馬宮	一般型公立園		上大久保	一般型公立園
	三橋西	民間移管等園		西堀	老朽化に伴い令和8年度末に閉園の方向性としている園
北区	大砂土	基幹型公立園		白鵜	老朽化に伴い令和8年度末に閉園の方向性としている園
	奈良	一般型公立園	浦和区	岸町	基幹型公立園
	泰平	一般型公立園		本太	一般型公立園
	日進	民間移管等園		常盤	一般型公立園
	東大成	民間移管等園		大東	一般型公立園
	宮原	民間移管等園		領家	民間移管等園
	日進西	民間移管等園		針ヶ谷	民間移管等園
大宮区	大宮	基幹型公立園		駒場	民間移管等園
	桜木	一般型公立園		浦和中央	民間移管等園
	三橋	一般型公立園		常盤北	民間移管等園
	寿能	民間移管等園		東仲町	民間移管等園
	天沼	民間移管等園	南区	武蔵浦和	基幹型公立園
	上小	民間移管等園		南浦和	一般型公立園
	大成	民間移管等園		曲本	一般型公立園
見沼区	大和田	基幹型公立園		大谷口	一般型公立園
	七里	一般型公立園		白幡	民間移管等園
	片柳	一般型公立園		文蔵	老朽化に伴い令和8年度末に閉園の方向性としている園
	春野	一般型公立園		大谷場	老朽化に伴い令和8年度末に閉園の方向性としている園
	東大宮	民間移管等園		辻	老朽化に伴い令和8年度末に閉園の方向性としている園
	七里東	民間移管等園	緑区	尾間木	基幹型公立園
中央区	上落合	基幹型公立園		原山	一般型公立園
	大戸	一般型公立園		三室	一般型公立園
	八王子	一般型公立園	岩槻区	西町	基幹型公立園
	下落合	民間移管等園		岩槻本町	一般型公立園
	鈴谷	民間移管等園		諏訪	一般型公立園
				美幸	民間移管等園

※令和6年3月31日時点で公立保育所に在籍するすべての園児は、原則として卒園まで公立保育所にて保育の提供を行う予定です。

※地域の保育需要等、今後の社会情勢の変化などにより、変更となる場合があるものとします。

(2) 財政的な影響

機能向上・民間移管の推進に係る財政的な影響としては、市で運営・施設整備を行う公立保育所が、運営費・施設整備費に国等の負担がある民間保育所に移管することによる運営費・施設整備費における負担軽減が見込まれます。また、年間の土地有償貸付収入及び施設の譲渡を行う場合の施設の譲渡収入が見込まれます。

一方で、民間移管に伴う費用として、引継ぎ保育に関わる費用、事業者が園舎の改修や現地建替えを行う場合の公立保育所の仮設園舎運営費用、園舎の建替えを行う場合の旧園舎解体費用などが見込まれます。また、基幹型公立園の設置に伴い、「地域子育て・保育支援部門」に関わる施設整備が必要となることから、基幹型公立園の施設整備費用（例：支援事務スペースの整備、子育て支援センター実施スペースの整備、一時預かり実施スペースの整備など）の負担増などが見込まれます。

なお、国の制度改正の動向や実際の事業の進捗によっては、財政的な負担が増加する可能性があります。

(3) 公立保育所の今後についての主な意見

ア 有識者(保育等関連団体、さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会)

《主な意見》

- ・ 公立保育所の保育士の専門性を地域の支援等に活用することは重要であると理解する。一方、公立の再編について分かりやすい説明が求められている。
- ・ 経験豊富な公立の保育士に、園運営をわかる身として民間保育所に対してアドバイスをしてほしい。
- ・ 市全体の保育の質の向上は、基幹型公立園だけではフォローしきれないと考えるので、保育等関連団体としても協力していきたい。
- ・ さいたま市の保育の質を担保するためにも、しっかりとした運営をする法人に引き継いでもらいたい。
- ・ 前提条件として、保育士の給料や労働条件の改善など、保育士の働きやすさも見直していくべきである。研修の機会や研修を生かせる環境、保育士のモチベーションといった保育士の働きやすさも向上させていく必要がある。

イ 保護者

《主な意見》

- ・ 地域の家庭が孤独にならず相談できる窓口が必要であり、公立の保育士ならその役割を担うことができるのではないかと。
- ・ 入所にあたっては、公立か民間かというこだわりはなく、立地やきょうだい入所などの面で検討した。
- ・ 仕事と習い事の両立は難しいため、希望すれば習い事が受けられることは、私立保育園の大きな魅力。
- ・ 医療的ケア児や発達に遅れがある子どもに手厚く支援をしてあげてほしい。療育が必要な子は早めに診断し、その子に適した環境を整えてあげる必要がある。家庭の子どもに対してもいち早く発達の状況を確認できる仕組みがあれば、子どものためになると思う。
- ・ 民営化しても公立らしい保育や雰囲気を持続できる事業者にとってほしい。
- ・ 市の保育行政としての責任、役割が果たされることを期待したい。公立

園も私立園も含めて一律の保育の質を保ちながら、市として保育を受けられる環境が提供されることを望む。

ウ 公立保育園園長

《主な意見》

- ・ より支援が必要な保護者や子どもたちに対して、公立保育士だからこそ関係機関とスムーズに連携を図り対応ができるのではないかと。
- ・ 地域の子育て支援の拠点として、すべての基幹型公立園が子育て支援センターと一時預かりを実施すべき。
- ・ 公立、民間の交流や情報共有の場として、区会議を設置していくべき。そこから園同士の交流に発展していくと良い。
- ・ 育成支援や特別な配慮を必要とするお子さんの保育については、公立が民間をフォローしていく必要がある。
- ・ 基幹型公立園等における機能向上を進めるためには、専門の人員配置が必須。機能向上は段階的に強化すべき。

エ 区役所支援課

《主な意見》

- ・ 公立を引き継ぐ園は、今までどおり育成支援児や要保護児童等の受け皿となる必要がある。区内での受入れを面的にフォローする観点から、地域バランスを考慮しながら、各区最低3園は公立園を残す必要があるものとする。
- ・ 育成支援制度については、機能向上を待たず、民間園等の受入れを促進していく必要がある。

オ 保育施設運営事業者

《主な意見》

- ・ 人口減少、保育需要の漸減が見込まれる状況で、公立保育園の再編はやむを得ない面がある。再編後は、一般的な機能を持つ保育園ではなく、民間保育園では対応が難しい機能を持つべき。
- ・ 民営化にあたっては公立保育所の現在の役割や機能をどの民間の引継ぎ園においても担うことが求められると思う。

- ・各区において、公立と私立が定期的な交流ができると良い。人材育成についても、保育実践を通して交流が持てる仕組みや時間の確保ができると良い。

カ 子育て支援センター

《主な意見》

- ・子育てに関する相談は多種多様なものになっている。地域の子育ての悩みに応えるためには経験豊かな保育士の助言やサポートが必須であるほか、保健師や看護師などの専門職のサポートも求められる内容であり、関係機関との連携が重要である。
- ・一時預かりは利用者がゼロという日はなく、毎日利用があり、一時預かりのニーズは高い。近年では障害のあるお子さんが利用することや、医療的ケア児の利用の相談もあり、ニーズはさらに多様化することが考えられる。

(4) 民間移管 類型ごとのプロセス（イメージ）



(5) 用語解説

(50音順)

用語	解説			
育成支援児	心身の発達に遅れ等があるために集団生活の中で個別の支援が必要な児童のことをいいます。 さいたま市では、全ての公立保育所において、育成支援児の保育を行う加配保育士を配置しています。			
一時預かり事業	両親の病気や入院、災害、事故等により、緊急・一時的に家庭での保育ができないときや、週3日以内の仕事をもち断続的に保育ができないとき、リフレッシュしたいときに、子どもを一時的に預かる事業です。			
医療的ケア児	恒常的に経管栄養、喀痰吸引その他の医療行為（医療的ケア）を受けることが不可欠である児童のことをいいます。			
会計年度任用職員	地方公務員法に定められた一般職の地方公務員で、任期の定めのある非常勤の職員です。			
企業主導型保育事業	国の助成を活用して保育を行う事業所の保育施設です。従業員の子どもと一緒に地域の子どもを保育する施設もあります。			
子育て支援型幼稚園	共働き家庭などでも通いやすいように、年間を通じて長時間の預かり保育を実施する私立幼稚園等で、市の認定を受けた施設です。			
子育て支援センター	親子同士のふれあいの場として、子育て中の方との出会いの場として、0～3歳未満のお子さんとその保護者の方が利用できる施設です。			
子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度です。 【本制度の主なポイント】 <table><tr><td>1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供</td></tr><tr><td>2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善</td></tr><tr><td>3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実</td></tr></table>	1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供	2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善	3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供				
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善				
3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実				

用語	解説		
市認定保育施設	児童福祉法に基づく認可外保育施設のうち、さいたま市の基準を満たし市から認定を受けた施設です。		
	種類	定員	
	ナーサリールーム	20人以上	
	家庭保育室	6～19人	
待機児童	こども家庭庁の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき、認可保育施設の申込みが不承諾となった方のうち、ナーサリールーム等の利用者や、育児休業中の方で復職の意思を確認できない方など、一定の条件に該当する方を除いたものを待機児童といいます。		
地域型保育事業	0～2歳児を対象として、19人以下の受入定員できめ細かな保育を行う市の認可事業です。 なお、さいたま市には、以下の3つの類型の地域型保育事業があります。		
	事業の種類	定員	内容
	家庭的保育事業	3～5人	小人数を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
	小規模保育事業	6～19人	
	事業所内保育事業	19人以下 (従業員枠＋地域枠)	企業が設置する保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どものと一緒に保育しています。
認可保育所	児童福祉法に基づく認可を受けた市又は民間が運営する保育施設です。		
認定こども園	幼稚園・保育所等が一体となり、幼児教育・保育、子育て支援を行う施設であって、市の認定を受けた施設です。		
保育所保育指針	保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について、国が定めた指針です。		